

エポス少短の あんしん家財保険



住まいのあんしんルームガード ROOM GUARD Be

解約時の返還保険料について

引越の際には、住所変更・解約等手続きが必要です。
また解約時に保険料の一部を返還できる場合がございますので、
お早めにご連絡ください。

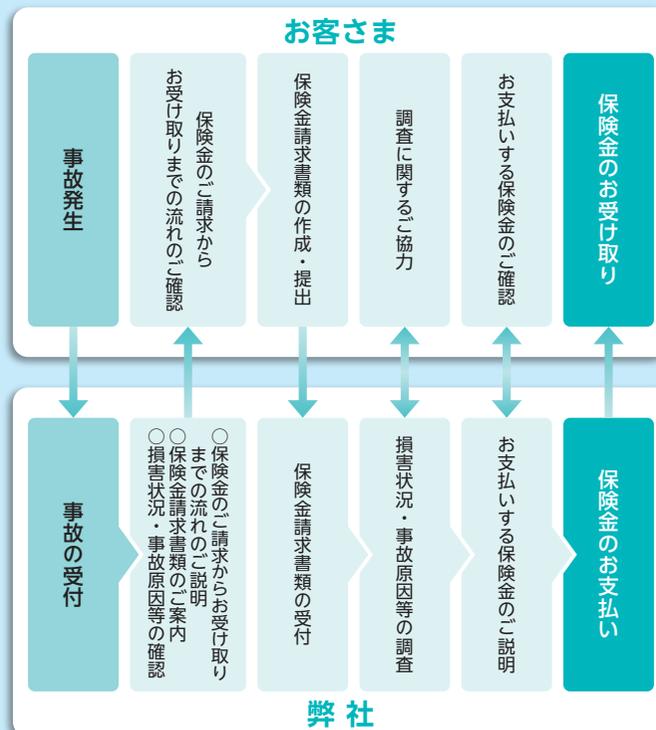
解約の場合の返還保険料の計算方法

保険期間途中での解約の場合は、次の算式により算出し
円単位を四捨五入して10円単位とした額を返還します。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}^{※1}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}^{※2}}{\text{保険期間(月数)}}$$

- ※1: 契約初期費用(保険契約の締結などに要した費用)
- ※2: 「保険期間開始日から解約日までの月数」は、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げます。
(例) 保険期間開始日から、7ヶ月と5日で解約する場合は、8ヶ月となります。

事故発生から保険金のお受け取りまで



弊社へのお問い合わせ先

弊社へのご相談・苦情
お引越し、変更・解約等のご連絡は

エポス少額短期保険カスタマーセンター

0120-83-0101

受付時間: 年末年始を除く10:00 ~ 18:00

解約は弊社ホームページでもお手続きいただけます。▶
<https://www.epos-ssi.co.jp/>



万一、事故が起こった場合は

エポス少額短期保険事故受付センター

0120-0101-80

365日24時間受付

- このパンフレットは、新賃貸入居者総合保険「ROOM GUARD Be」の概要を紹介したものです。保険の詳細内容は弊社または取扱代理店へご照会ください。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、弊社または取扱代理店にご請求ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社エポス少額短期保険

関東財務局長(少額短期保険)第64号
〒164-0001 東京都中野区中野3丁目34番28号
<https://www.epos-ssi.co.jp/>

ペーパーレスによる地球環境保護のため、 契約内容はインターネットでのご確認をおすすめします。

インターネットによるご契約内容の確認方法

STEP 1

「エポス少額短期保険」
ホームページからご照会
いただけます。



エポス少額短期保険

検索

<https://www.epos-ssi.co.jp/>

・ペーパーレスによる地球環境保護の促進のため、弊社では保険証券の電子交付（書面による交付を行わず、WEB画面上に表示された保険証券記載事項を閲覧可能とする方法）を推進しておりますので、ご協力をお願い致します。

STEP 2

ご契約者様 MyPageの **ログイン** を
クリック。



ログイン ボタンをクリック

STEP 3

「WEB証券案内書 兼 保険料領収証」
に記載されたユーザーID・パスワード
を入力ください。



ログイン後、任意のパスワード（小文字半角英数6～12桁）にご変更ください。ご契約内容を照会いただけます。

※保険料のお支払いがコンビニ払い・カード払い・クレジットカード1回払い・口座振替払いの場合、弊社への保険料の入金が確認されるまで照会できません。

ご不明な点はエポス少額短期保険カスタマーセンターまでお問い合わせください。

家財補償保険金額の目安

下表を参考に家財補償の保険金額をお決めください。

家財補償の保険金額は、お持ちの家財の再調達価額に合わせてお決めください。

なお、再調達価額を上回ってご契約をいただいても、保険金の支払額は再調達価額が限度となります。

大人1人	大人2人	大人2人 子供1人	大人2人 子供2人	大人3人 子供2人
300~500万円	450~650万円	530~730万円	610~810万円	760~960万円

※その他の世帯構成の場合：大人（18歳以上）1名につき150万円、子供（18歳未満）1名につき80万円を加算。

※賠償事故の1事故での支払限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円が限度となります。

※加入プランの変更をご希望の場合は、必要な手続をご案内いたしますので、弊社までご連絡ください。

ご契約に関してご注意いただきたいこと

1. 家財補償の対象物について

家財補償の保険の対象は、借戸室に収容され、かつ被保険者の所有する生活用の動産（家財）です。ただし、次の物は、保険の対象には含まれません。

- ①船舶、航空機および自動車※1ならびにこれらの付属品
- ②通貨等、預貯金証書、乗車券等※2、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、有価証券、印紙、切手、商品券、チケット類等
- ③業務用の動産
- ④貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの※3
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿等
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等
- ⑦動物および植物

※1：自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）を除きます。

※2：通貨等、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害のみ対象となります。

※3：盗難による損害についてのみ30万円を損害の額とみなして、補償の対象とします。

2. ご契約の自動更新について

・この保険は自動更新型の商品であり、保険期間満了日の1か月前までに、ご契約者から保険契約を更新しない旨の連絡がない場合には、保険契約は更新されます。

また、引越先で、この保険契約を継続することを希望される場合には、必ず引越先住所を弊社までお知らせください。上記連絡が無いまま借戸室を退去された場合には、この保険契約の自動更新は行われません。

自動更新で
手間いらず！

3. その他

・この保険には、保険契約の申込み後、申込みの撤回または保険契約の解除ができるクーリングオフ制度があります。詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

・この保険には、地震火災費用保険金を除き、地震に関する補償はありませんので、ご注意ください。

・この保険の保険料は、所得税の地震保険料控除の対象とはなりません。



引越期間中も補償します。

（転居後も、弊社「ROOM GUARD Be」に加入されている場合に適用します。）

引越の前と後の賃貸契約期間が重複している場合に、30日間を限度として、転居後の保険契約で転居前の住家で発生した事故も補償の対象となります。

※引越作業による家財の損害は補償の対象となりません。

※詳しくは「ご契約のしおり」をご確認ください。

ROOM GUARD Be は3つの補償がワイドになってしっかりサポート

エポス少額短期保険の『ROOM GUARD Be』は、賃貸住宅にお住まいの皆様の大切な家財や賠償責任などを補償します。

※『ROOM GUARD Be』は新賃貸入居者総合保険のペットネームです。



家財補償

- 火災
- 落雷
- 水濡れ
- 盗難
- 風災・ひょう災・雪災 など

隣の部屋から火災が発生し、もらい火で家財が全焼した。



- 家財損害保険金 450万円
- 臨時費用保険金 100万円
- 残存物取片づけ費用保険金 20万円

※18,000円プランのお支払例になります。
※仮住まいをした場合は仮住まい費用保険金も支払われます。

留守中に泥棒に入られ、指輪とバッグと現金10万円を盗まれた。



- 指輪 30万円
- バッグ 3万円
- 現金 10万円

※貴金属・宝石・美術品等は1個または1組の時価額が30万円を超えるものは補償の対象外となりますが、盗難の場合は30万円を損害額とみなして1事故100万円を限度に補償します。
※現金の盗難は20万円が限度となります。

自宅近くに雷が落ち、パソコンが故障した。



- 家財損害保険金 10万円
- 臨時費用保険金 3万円*

※損害保険金の30%(100万円限度)となります。



修理費用補償



気温の変化により網入りガラスにヒビが入った。

- 修理費用 5万円

※日射による熱割れに限りです。
※100万円が限度となります。



泥棒に入られた際、窓ガラスを割られてしまった。

- 修理費用 3万円

※100万円が限度となります。



凍結により、専用水道管・給湯器が破損してしまった。

- 修理費用 8万円

※各30万円(解冻費用は5万円)が限度となります。

※万一、借戸室内でご入居者が亡くなった場合に、ご親族等が負担される修理費用・遺品整理費用も補償します。(100万円限度)

保険金お支払い例



家財補償

借りているお部屋に収容されている家具や家電、衣服などの家財の損害を補償します。

- 火災
- 落雷
- 水濡れ
- 盗難
- 風災・ひょう災・雪災 など

ココが魅力
充実した
費用補償



修理費用補償

借りているお部屋のドアや窓ガラスなどを緊急的に修理した際の修理費用を実費で補償します。

ココが魅力
復旧に必要な
修理費



借家人賠償責任

大家さんに対する法律上の損害賠償責任を補償します。

ココが魅力
住まいだけでなく
日常生活でも

個人賠償責任

他人のものを壊したり、他人にケガをさせたときの法律上の損害賠償責任を補償します。



借家人賠償責任・個人賠償責任



お風呂の排水管をつまらせて水があふれ、水浸しになった。

- 借家人賠償責任 50万円 (自分の部屋の損害)
- 個人賠償責任 150万円 (階下の方の損害)



休日中、自転車に乗っていた際、他人にぶつかりケガをさせた。

- 個人賠償責任 8万円



化粧ピンを落として洗面台を割ってしまった。

- 借家人賠償責任 10万円

※洗面台、浴槽、便器は自己負担額(免責金額)はありません。その他の偶然な事故については1万円の自己負担額があります。(100万円限度)

充実

事故にともなう費用保険金

臨時費用

損害保険金にプラスしてお支払いします。臨時の出費に当てていただくための保険金です。

残存物取片づけ費用

取片づけ清掃費用および搬出費用など、実費を補償します。

仮住まい費用

宿泊施設の宿泊料、新たな賃貸契約の諸費用、引越し費用など、実費を補償します。

失火見舞費用

隣近所に被害があった場合に、類焼先へのお見舞い費用としてお支払いします。

損害防止費用

消火活動に使った消火器の消火剤などの実費を補償します。

地震火災費用

地震等が原因で火災が起こった場合にのみ、一部の費用をお支払いします。*1
※地震・噴火等による家財の損壊リスクを補償するものではありません。
*1 地震・噴火等による火災により、建物が半焼以上となったとき、または家財が全焼となったときに限ります。

ドアロック交換費用

玄関ドアの鍵が盗難された場合で、ドアロックの交換費用を実費で補償します。

ピッキング防止費用

玄関ドアのドアロックがピッキングにより開錠された場合、またはいたずらにより破損した場合、ドアロックの交換費用を実費で補償します。



保険金をお支払いできない主な例

家財補償

- 火災 地震による火災で、家財の一部が焼失してしまった。
▶地震火災費用保険金を除き、地震による家財の損害等は、一切補償の対象となりません。
- 落雷 落雷によりパソコンに保存していたデータが消えた場合のデータの損害
▶データやプログラムは補償の対象外です。
- 盗難 駅前の駐輪場に停めていた自転車を盗まれた。
▶借戸室外にある間に生じた盗難は補償の対象外です。
- 破損 室内で子供が走り回り、誤ってテレビにぶつかって液晶画面を破損した。
▶火災・落雷などの補償事故ではないため対象外です。
- その他 戸室の結露がひどく、押し入れの家財にカビがはえてしまった。
▶結露や雨もり、漏水事故には該当しません。また、カビによる汚損も補償の対象外です。

修理費用補償

- 破損 地震により窓ガラスが割れた。
▶地震による事故は補償の対象外です。
- 破損 たんずを置いていたため、カーペットがぐぼんでしまった。
▶借戸室の使用に伴う、経年変化・通常損耗は補償の対象外です。

借家人賠償責任・個人賠償責任

- 水濡れ 水道管の老朽化により水濡れが生じ、借戸室の床が水浸しになった。
▶このケースは建物所有者・管理者の責任となり補償の対象外です。
- その他 仕事中に会社のパソコンを壊してしまった。
▶業務に起因する事故は補償の対象外です。